

(別紙)

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針） 新旧対照表

変更前	変更後
<p>(様式第2-6号) 多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (1)～(4) (略)</p> <p>3 (1) (略)</p> <p>(2) 交付単価 ア 基本的考え方 (ア) 「資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価」</p> <ul style="list-style-type: none">下記イの(ア)に示した基本単価とする。継続地区（農地・水・環境保全向上対策及び農地・水保全管理支払交付金により共同活動を5年間以上実施した地域又は共同活動の実施期間が5年未満で資源向上支払交付金の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域）の交付単価については、基本単価の7.5割とする。また、多面的機能の増進を図る活動に直ちに取り組めない場合の交付単価については、5/6を乗じた額を交付単価とする。 <p>(イ) 「加算単価」</p> <ul style="list-style-type: none">下記イの(イ)と(ウ)に示した「加算単価1」「加算単価2」とする。多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の取組から新たに取組を選択し、1取組以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定めた活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の取組（ただし、広報活動を除く。）から2取組以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次に掲げる加算単価1（多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援）に定めるとおりとする。多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける対象組織にあって、構成員のうち農業者以外の者が4割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する構成員の個人及び団体を構成する者の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合に、当該活動期間中に限り加算単価1（多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援）に更に加算できる交付単価は次に掲げる加算単価2（農村協働力の深化に向けた活動への支援）の定めのとおりとする。 <p>イ 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>3 (3)～(4) (略)</p>	<p>(様式第2-6号) 多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (1)～(4) (略)</p> <p>3 (1) (略)</p> <p>(2) 交付単価 ア 基本的考え方 (ア) 「資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価」</p> <ul style="list-style-type: none">下記イの(ア)に示した基本単価とする。継続地区（農地・水・環境保全向上対策及び農地・水保全管理支払交付金により共同活動を5年間以上実施した地域又は共同活動の実施期間が5年未満で資源向上支払交付金の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域）の交付単価については、基本単価の7.5割とする。また、多面的機能の増進を図る活動に直ちに取り組めない場合の交付単価については、5/6を乗じた額を交付単価とする。 <p>(イ) 「加算単価」</p> <ul style="list-style-type: none">下記イの(イ)と(ウ)に示した「加算単価1」「加算単価2」とする。多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の取組から新たに取組を選択し、1取組以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定めた活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の取組（ただし、広報活動を除く。）から2取組以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次に掲げる加算単価1（多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援）に定めるとおりとする。多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける対象組織にあって、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行う場合に、当該活動期間中に限り加算単価1（多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援）に更に加算できる交付単価は次に掲げる加算単価2（農村協働力の深化に向けた活動への支援）の定めのとおりとする。 (a) 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合 (b) 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、役員に女性が2名以上選任されている場合で、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に行う場合 <p>イ 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>3 (3)～(4) (略)</p>

4 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

ア 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の「国が定める活動指針及び活動要件」に示す取組に加え、地域の創意工夫を引き出し、地域の多様な実態を踏まえた取組が可能となるよう、下記ウ「国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等」に示す取組を追加・設定する。

イ 地域活動指針策定に基づき定める要件設定の基本的考え方

原則、工事1件あたり2百万円未満とする。ただし、工事1件当たり2百万円以上の工事を実施する場合の要件等は以下のとおりとする。

(ア) 工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する要件

a 対象施設・対象活動

対象施設は、「水路」、「農道」、「ため池」、「農地」とする。対象活動は、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等に必要なものとする。

なお、「農地」に係る対象施設・対象活動に当たっては、「水路」、「農道」等の施設の長寿命化のための活動を優先とし、地域の合意により、交付金の範囲の中で対象活動とすることができるものとする。

また、工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する場合の要件等は、次のいずれかの要件を満たすものとし、実施を希望する場合は、「長寿命化整備計画」を作成し、事業計画書に添付の上、市町村の認定を受けるものとする。

- ① 他の補助事業での実施が不可能なもの。
- ② 平成30年度までに事業認定を受けており、平成31年度に長寿命化を計画しているもの。
- ③ 活動組織が自ら行う活動（自主施工）であるもの。
- ④ 緊急性があるなど特別な事情があるもので、知事に協議し、同意を得たもの。

b 内容について知事と協議を求める場合の要件

上記aのうち「④ 緊急性があるなど特別な事情があるもの」に該当する場合は、当該内容について知事と協議し、その同意を得なければならない。

c 県又は推進組織が行う技術的指導の内容
工法選定の適否等

d その他必要な事項
該当なし。

ウ～エ (略)

4 (2)～(3) (略)

5 (1)～(2) (略)

6 (1)～(4) (略)

4 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

ア 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の「国が定める活動指針及び活動要件」に示す取組に加え、地域の創意工夫を引き出し、地域の多様な実態を踏まえた取組が可能となるよう、下記ウ「国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等」に示す取組を追加・設定する。

イ 地域活動指針策定に基づき定める要件設定の基本的考え方

原則、工事1件あたり2百万円未満とする。ただし、工事1件当たり2百万円以上の工事を実施する場合の要件等は以下のとおりとする。

(ア) 工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する要件

a 対象施設・対象活動

対象施設は、「水路」、「農道」、「ため池」、「農地」とする。対象活動は、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等に必要なものとする。

なお、「農地」に係る対象施設・対象活動に当たっては、「水路」、「農道」等の施設の長寿命化のための活動を優先とし、地域の合意により、交付金の範囲の中で対象活動とすることができるものとする。

また、工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する場合の要件等は、次のいずれかの要件を満たすものとし、実施を希望する場合は、「長寿命化整備計画」を作成し、事業計画書に添付の上、市町村の認定を受けるものとする。

- ① 他の補助事業での実施が不可能なもの。
- ② **【削除】**
- ③ 活動組織が自ら行う活動（自主施工）であるもの。
- ④ 緊急性があるなど特別な事情があるもので、知事に協議し、同意を得たもの。

b 内容について知事と協議を求める場合の要件

上記aのうち「③ 緊急性があるなど特別な事情があるもの」に該当する場合は、当該内容について知事と協議し、その同意を得なければならない。

c 県又は推進組織が行う技術的指導の内容
工法選定の適否等

d その他必要な事項
該当なし。

ウ～エ (略)

4 (2)～(3) (略)

5 (1)～(2) (略)

6 (1)～(4) (略)

(別紙)

(別紙1) 鹿児島県 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（農地維持活動） 新旧対照表

変更前				変更後			
第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件				第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件			
1 地域資源の基礎的な保全活動				1 地域資源の基礎的な保全活動			
地域活動指針		活動要件		地域活動指針		活動要件	
活動項目	取組			活動項目	取組		
点検・ 計画策定	点検	1 点検	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。	点検・ 計画策定	点検	1 点検	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。
	計画策定	2 年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。		計画策定	2 年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。
研修		3 事務・組織運営等に関する研修	事務・組織運営等に関する研修について、5年間に1回以上実施する。	研修		3 事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修	事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修 について、5年間に各1回以上実施する。
実践活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。	
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り			5 畦畔・法面・防風林の草刈り		
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理			6 鳥獣害防護柵等の保守管理		
	水路	7 水路の草刈り		7 水路の草刈り			
		8 水路の泥上げ		8 水路の泥上げ			
		9 水路附帯施設の保守管理		9 水路附帯施設の保守管理			
	農道	10 農道の草刈り		10 農道の草刈り			
		11 農道側溝の泥上げ		11 農道側溝の泥上げ			
		12 路面の維持		12 路面の維持			
	ため池	13 ため池の草刈り		13 ため池の草刈り			
		14 ため池の泥上げ		14 ため池の泥上げ			
		15 ため池附帯施設の保守管理		15 ため池附帯施設の保守管理			
	共通	16 異常気象時の対応		16 異常気象時の対応	共通		16 異常気象時の対応

2 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 (略)

第2 取組の説明

1 地域資源の基礎的な保全活動

(1) 点検・計画策定 (略)

(2) 研修

3 事務・組織運営等に関する研修

[新設]

- ・活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修を行うこと。

[新設]

(3) 実践活動 (略)

2 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 (略)

2 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 (略)

第2 取組の説明

1 地域資源の基礎的な保全活動

(1) 点検・計画策定 (略)

(2) 研修

3 事務・組織運営等に関する研修，機械の安全使用に関する研修

次の2つの研修について、5年間に各1回以上実施する。2つを合わせて実施することも可能とする。

- ・活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修を行うこと。
- ・共同活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機など）について、安全使用に関する研修，講習等を開催又はそれに参加すること。

(3) 実践活動 (略)

2 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 (略)

(別紙)

(別紙2) 鹿児島県 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件(資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)) 新旧対照表

変更前	変更後																												
<p>第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件</p> <p>1 施設の軽微な補修等 (略)</p> <p>2 農村環境保全活動 (略)</p> <p>3 多面的機能の増進を図る活動</p> <table border="1" data-bbox="172 427 1072 791"><thead><tr><th>活動項目</th><th>取組</th><th>活動要件</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="8">多面的機能の増進を図る活動</td><td>52 遊休農地の有効活用</td><td rowspan="8">任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施する。</td></tr><tr><td>53 農地周りの環境改善活動の強化</td></tr><tr><td>54 地域住民による直営施工</td></tr><tr><td>55 防災・減災力の強化</td></tr><tr><td>56 農村環境保全活動の幅広い展開</td></tr><tr><td>57 医療・福祉との連携</td></tr><tr><td>58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化</td></tr><tr><td>59 知事、市町村長が特に認める活動</td></tr><tr><td>60 広報活動</td></tr></tbody></table> <p>第2 取組の説明</p> <p>1 施設の軽微な補修等 (略)</p> <p>2 農村環境保全活動 (略)</p> <p>3 多面的機能の増進を図る活動</p> <p>52 遊休農地の有効活用 (略)</p> <p>53 農地周りの環境改善活動の強化 (略)</p> <p>54 地域住民による直営施工 (略)</p> <p>55 防災・減災力の強化</p> <ul style="list-style-type: none">水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、地域が一体となった防災・減災力の強化のために活動を行うこと。 <p>56 農村環境保全活動の幅広い展開 (略)</p>	活動項目	取組	活動要件	多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施する。	53 農地周りの環境改善活動の強化	54 地域住民による直営施工	55 防災・減災力の強化	56 農村環境保全活動の幅広い展開	57 医療・福祉との連携	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	59 知事、市町村長が特に認める活動	60 広報活動	<p>第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件</p> <p>1 施設の軽微な補修等 (略)</p> <p>2 農村環境保全活動 (略)</p> <p>3 多面的機能の増進を図る活動</p> <table border="1" data-bbox="1162 427 2098 802"><thead><tr><th>活動項目</th><th>取組</th><th>活動要件</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="10">多面的機能の増進を図る活動</td><td>52 遊休農地の有効活用</td><td rowspan="10">任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施する。</td></tr><tr><td>53 農地周りの環境改善活動の強化</td></tr><tr><td>54 地域住民による直営施工</td></tr><tr><td>55 防災・減災力の強化</td></tr><tr><td>56 農村環境保全活動の幅広い展開</td></tr><tr><td>57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用</td></tr><tr><td>58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化</td></tr><tr><td>59 知事、市町村長が特に認める活動</td></tr><tr><td>60 広報活動</td></tr></tbody></table> <p>第2 取組の説明</p> <p>1 施設の軽微な補修等 (略)</p> <p>2 農村環境保全活動 (略)</p> <p>3 多面的機能の増進を図る活動</p> <p>52 遊休農地の有効活用 (略)</p> <p>53 農地周りの環境改善活動の強化 (略)</p> <p>54 地域住民による直営施工 (略)</p> <p>55 防災・減災力の強化</p> <ul style="list-style-type: none">水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化のために活動を行うこと。 <p>56 農村環境保全活動の幅広い展開 (略)</p>	活動項目	取組	活動要件	多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施する。	53 農地周りの環境改善活動の強化	54 地域住民による直営施工	55 防災・減災力の強化	56 農村環境保全活動の幅広い展開	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	59 知事、市町村長が特に認める活動	60 広報活動
活動項目	取組	活動要件																											
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施する。																											
	53 農地周りの環境改善活動の強化																												
	54 地域住民による直営施工																												
	55 防災・減災力の強化																												
	56 農村環境保全活動の幅広い展開																												
	57 医療・福祉との連携																												
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化																												
	59 知事、市町村長が特に認める活動																												
60 広報活動																													
活動項目	取組	活動要件																											
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施する。																											
	53 農地周りの環境改善活動の強化																												
	54 地域住民による直営施工																												
	55 防災・減災力の強化																												
	56 農村環境保全活動の幅広い展開																												
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用																												
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化																												
	59 知事、市町村長が特に認める活動																												
	60 広報活動																												

57 医療・福祉との連携

- ・地域医療・福祉施設等と連携した，農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等，地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。

[新設]

58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
(略)

59 県，市町村が特に認める活動
(略)

60 広報活動
(略)

4 多面的機能の増進を図る活動における「農村環境保全の幅広い展開」の対象組織 (略)

57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用

- ・地域医療・福祉施設等と連携した，農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等，地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。
- ・地域内外の法人，専門家，教育機関等と連携した農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等，地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動を行うこと。

58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
(略)

59 県，市町村が特に認める活動
(略)

60 広報活動
(略)

4 多面的機能の増進を図る活動における「農村環境保全の幅広い展開」の対象組織 (略)